

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、寒河江ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金^{*}を改定いたします。

^{*}ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

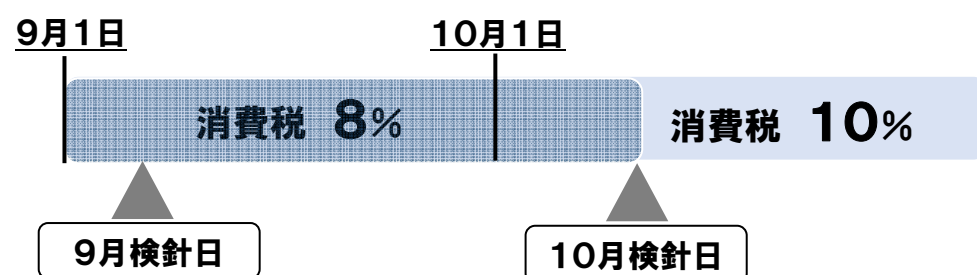
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して選択約款をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



対象契約種別

選択契約（業務用機器契約）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

契約種別	適用条件	区分	新 基本料金	旧 基本料金	新 基準 単位料金	旧 基準 単位料金
業務用 機器契約	150 m ³ / 月、1800 m ³ /年	0~	9,900 円/m ³	9,720 円/m ³	143.00 円/m ³	140.40 円/m ³

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 当社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
(URL : <https://www.sagaegas.jp>)
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

*リース料金について

平成31年3月31日以前に交換・設置されている場合は使用期間満了まで消費税率 8%となります。

その他の場合は令和元年10月1日から新しい税率（今回は10%）に変更となります。

寒河江ガス株式会社（小売登録番号C0016）

住所 寒河江市石田24番地

【窓口】

TEL : 0237-86-2333

受付時間 : 午前8時30分から午後5時00分

（土・日・祝日を除く）